



三井松島



2026年5月13日

各位

会社名 三井松島ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 吉岡 泰士
(コード：1518 東証プライム、福証)
問合せ先 上席執行役員 総務部担当
永野 毅
電話番号 092-771-2171

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会、および2023年6月19日開催の第167回定時株主総会においてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）、導入している株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「現行BBT制度」といいます。）を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）へ移行することを決議し、本制度に関する議案を2026年6月19日開催の第170回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の背景および目的

当社取締役会は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）および監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といいます。また「取締役等」及び「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）がそれぞれの職責を果たすうえで、よりインセンティブが働くよう、現行BBT制度を、BBT制度と譲渡制限付株式制度のメリットを享受できる本制度へと改定することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。本制度への改定は、現行BBT制度導入当初の目的に加え、当社役員等が在任中においても譲渡制限付株式を給付され、議決権や配当を受領する権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し職務に当たるよう意識づけることを目的としています。これにより、取締役等（社外取締役を除きます。）については、より中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を、社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りが無い限り同じ

とします。)については、より独立した立場から会社の経営や意思決定に助言・監督を行い、利益相反の防止や企業価値向上に貢献する意識を、監査等委員については、より当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上に貢献する意識を、それぞれ高めることを企図しております。

なお、現行BBT制度から本制度への改定にあたり、当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限(監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。))155,000ポイント、社外取締役15,000ポイント、監査等委員である取締役22,500ポイント、執行役員82,500ポイントは変更ありません。

2. 本制度の概要

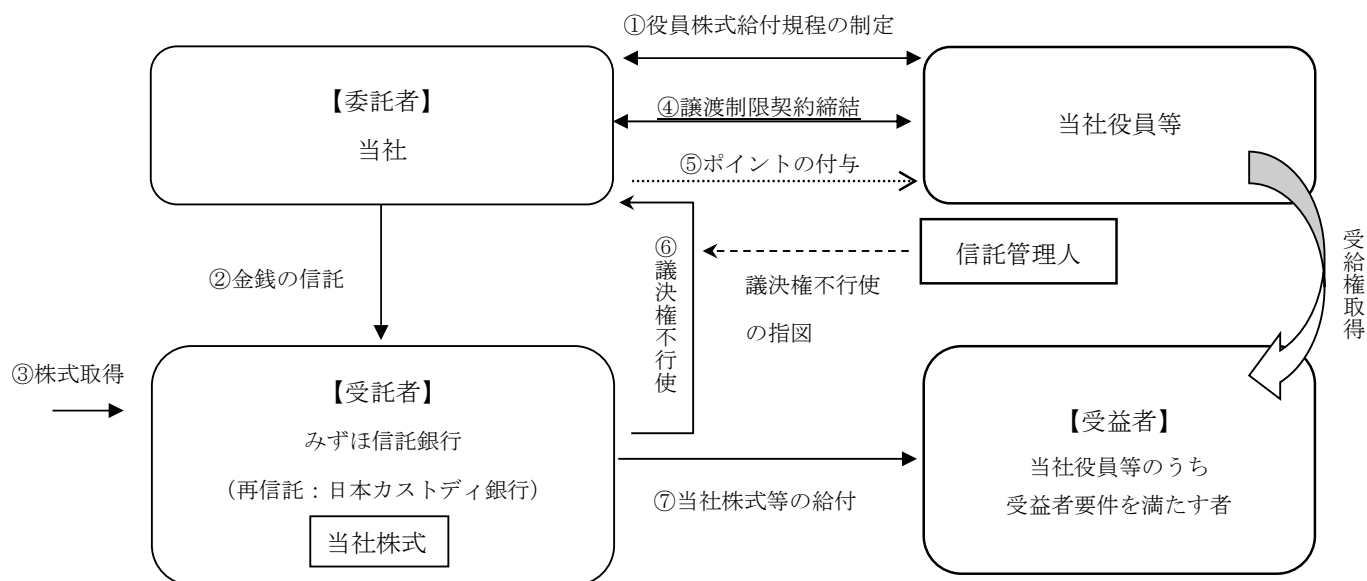
主な改定箇所は下線のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程(監査等委員に関する部分の制定改廃につきましては、監査等委員である取締役の協議によることとしております。)に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、当社役員等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時とします。当社役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、当社役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、当社役員等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該当社役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本株主総会終結時点で在任する当社役員等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本株主総会においてご承認いただくことを条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当社役員等は、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。なお、当社役員等が、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受ける時期は、本株主総会終結後における当社所定の時期とし、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当該当社役員等の退任時とします(これらの措置を「本経過措置」といいます。)。本経過措置により、当社役員等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社役員等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該当社役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき当社役員等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に当社役員等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、当社役員等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社役員等

(3) 信託期間

2018年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、現行 BBT 制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本株主総会でご承認いただくことを条件として、当社は、2025 年 3 月末日で終了した事業年度から 2027 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度(以下、当該 3 事業年度の期間を「BBT-RS 当初対象期間」といい、BBT-RS 当初対象期間および BBT-RS 当初対象期間の経過後に開始する 3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。) およびその後の各対象期間を対象として現行 BBT 制度を本制度に改定します。なお、現行 BBT 制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、BBT-RS 当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく当社役員等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して当社役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社役員等に対する給付が未了であるものを除きます。) および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注) 当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当社役員等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1 事業年度当たり 275,000 ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 825,000 株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 当社役員等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等(社外取締役を除きます。)には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間における T O P I X 上昇割合の相対度により定まる数のポイントが付与され、社外取締役及び監査等委員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。当社役員等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)155,000 ポイント、社外取締役 15,000 ポイント、監査等委員である取締役 22,500 ポイント、執行役員 82,500 ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、当社役員等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断して

おります。なお、当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限およびBBT制度において当社役員等に付与済みのポイントにつき、2025年10月1日を効力発生日とする株式分割に伴い調整を行っております。

当社役員等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会においてご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式(275,000株)に係る議決権数2,750個の発行済株式総数に係る議決権数653,220個(2026年3月31日現在)に対する割合は約0.42%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる当社役員等のポイント数は、原則として、下記(7)の受益権確定時までには当該当社役員等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした当社役員等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、当社役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、当社役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、当社役員等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該当社役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

上記にかかわらず、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する当社役員等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、

按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の理由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については上記(9)により当社役員等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 当社役員等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

当社役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、当社役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結するものとします(当社役員等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。)。ただし、株式給付時点において当社役員等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

当社役員等は、当社株式の給付を受けた日から当社における所定の役職員たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

当社役員等が、当社における所定の役職員たる地位の全てを正当な理由により退任または死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる当社役員等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 当社役員等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2018年8月24日
- ⑧金銭の信託日 (初回) : 2018年8月24日
- ⑨信託の期間 : 2018年8月24日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上